

令和元年 7 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和元年 7 月 1 8 日 (木)
- 2 場 所 市役所南別館 3 階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 3 0 分
- 4 終了時間 午後 4 時 0 3 分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員
説明者
栗山教育部長、岡田教育総務課長、深江学校教育課長、園田生涯学習課長、
桑畑文化財課長、大内山学校給食課長、羽田野都城島津邸副館長、黒木高城地域振興課長
事務局
鵜島教育総務課副課長、椎屋教育総務課主幹、佐土教育総務課主査
- 6 会議録署名委員
赤松委員、濱田委員

1 開会

◎教育長

それではお揃いですので、ただいまから、令和元年 7 月の定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会の終了時間は、午後 3 時 3 0 分を予定しております。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

では、市民憲章朗読をお願いいたします。

2 市民憲章朗読

3 会議録署名委員の指名

◎教育長

本日のこの会議録署名委員につきましては、都城市教育委員会会議等に関する規則第 1 5 条の規定によりまして、赤松委員、濱田委員をお願いいたします。よろしく願いします。

4 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長報告に入りたいと思います。

6 月議会の一般質問からの抜粋です。

では、アからケまでの質問事項について、説明をさせていただきます。

まず、アでございますが、「学校における働き方改革に関する取組について」ということで質問をいただきました。答弁といたしましては、本年度中に試行期間を設け、最終的には全小中学校の教職員の勤務時間を管理職と市教委が把握できるようにするというところで、このシステムにつきましては、エクセルの表計算ソフトを使って時刻を入力すれば残業時間が出てくるというシステムを今つくりました。実際今、何校かにやってもらっております。その試行を続けながら、でき得れば

来年 1 月から本格実施をしていきたいと考えております。

今年度の市教委としての業務削減でございますけれども、1 番目としましては、地区別学校人権教育研修会をそれぞれの学校でできるようにいたしました。これにつきましては、中学校区でやってもらっていたんですが、それぞれの学校への調整、講師等につきましてはなかなか大変難しいところがありまして、もっと自由のきく学校単位に変えたところでございます。

2 点目は、学校支援訪問 B をスクラップ・アンド・ビルドしまして、教育長スクールミーティングに置き換えて短期間の中でやり終えてしまう。

学校支援訪問 B と言われるのは、最低でも半日かかりますので、それを 90 分という短い時間に置き換えていくということでございます。

3 点目です。研究公開を廃止し、小中一貫教育の中学校区別研究に焦点を絞っていくということでございます。研究公開は、本年度、川東小学校の研究公開を最後にこの研究公開という制度を廃止しまして、今それぞれの中学校区でやってもらっている小中一貫の研究発表みたいなやり方で授業をするような形にかえていきたいと思っております。

続きまして、イでございます。「学校給食について」でございました。残った牛乳についてはというところでちょっとは議論がありまして、各学校で水にまぜあわせ、また花壇等にまくなどの処理をしているという答弁になりました。これにつきましては、7 月 2 日の校長会における説明資料を用意しておりますので、そちらをごらんください。先日開催された 6 月定例市議会で 6 月 17 日に議員から飲み残しの牛乳の処理方法について質問され、教育部長答弁として、欠席した児童生徒等の牛乳につきましては、希望する児童生徒で分け合って飲むようにしており、それでも飲みきれなかった分につきましては、各学校で水とまぜ合わせて花壇にまくなどの処理をしておりますと答えたところでございます。

しかし、本市内の 5 つの学校給食センターにおいて、対応が異なっておりました。

都城学校給食センター以外の 4 つの学校給食センターは、毎日 650 から 1,500 食を提供しておりますが、都城に比較して食数がかなり少ないため、飲み残しの牛乳は食缶に入れてから返却していただいております。一方、都城学校給食センターは、毎日 1 万 2,000 食を提供しております。平成 20 年に稼働した当時は、他のセンターと同様に食缶に入れて返却していただいておりますけれども、浄化槽の処理能力を超えてしまいましたので、平成 22 年からは各学校での処理をしていただくようお願いをしているところでございます。

今回、各学校における処理方法について調査を行い、回答をいただきましたが、議会で答弁したように、水とまぜ合わせて花壇にまく方法や排水溝へ流して浄化槽で処理する方法などで対応していただいているようでございます。

都城学校給食センターの事情を御理解いただきまして、今後とも飲み残しの牛乳の処理に御協力いただきますようお願い申し上げますという答弁をお願いしました。

対応がそれぞれ違うということで、学校側は、なかなか大変ではないかなということでもありますし、これについては、今後は議論をしていただかなければならないと思っております。

学校給食については、もう一つ、給食費の公会計化についてという質問がありました。それにつきましては、「国の学校給食費公会計化ガイドライン」の策定を待って検討するという答弁をしているところでございます。近々出るであろうということでございます。

しかしながら、待っているだけではいけないので、今後どうするかということは今、いろいろと議論をしているところでございます。

続きまして、ウでございます。「中学校への図書館サポーターの配置について」でございます。学校図書館を活かした取組を充実させることで、本市の児童生徒の学力向上の基盤づくりに努めま

すという答弁をいたしました。現在、来年度に向けて中学校図書館サポーターの人員を確保するための予算を計上しているところでございますが、今まさしくその査定をやっているところでございます。

続きまして、エでございます。「都城市市歌について」、市の歌ですけれども、これについての御質問がありました。答弁としましては、学校始業時や昼の放送、下校時などに市歌を流すなど、児童生徒が自然と口ずさめるように認知度を高めていくということでございます。

定められてから、なかなか子供たちまで浸透していないではないかというような主旨でございました。

オでございます。「小中学校空調設備整備事業の現状について」でございます。一斉稼働はいつになるのかという御質問です。来年度夏からとなる見込みということでございます。

詳しい進捗につきましては、その他で教育総務課から報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、カでございます。「児童生徒のヘルメット着用について」の御質問がありました。小学生の自転車事故については、特に命にかかわる喫緊の課題として捉え、小学生の自転車走行中のヘルメット着用強化を学校にお願いをするという答弁をさせていただきました。

これにつきましては、その他で学校教育課から報告させていただきますので、またその時に御意見をいただきたいと思っております。

続きまして、「学校の運動場の改修について」でございます。この議員はある小学校の運動場がひどい状態であるということをご提案されてこられました。これにつきましては、中学校は運動場優先、小学校はプール優先で改修をしていますという答弁をさせていただきました。

別紙2をごらんください。小学校のプール改修スケジュールでございます。小学校につきましては、小プールを持っているところも多数ありまして、両方をきちんと整備していかないといけない状態です。一応これがスケジュールでございます。全て予算をとれているわけではございません。令和元年度につきましては高城小、山田小が設計に入り、そして改修工事を明道小、丸野小にかけていくという形で進ませさせていただいているところです。

改修前、改修後の状況につきましては、下の写真にあらわしてあるとおりで、随分ときれいになるところでございます。

続きまして、中学校の運動場改修スケジュールでございます。中学校は、運動場を部活等で使う関係もあり、グラウンドのほうを優先して改修すべきという判断にいたっております。

令和元年度は、改修工事を志和池中学校に入る予定でございます。そして、令和2年度に高城中学校の設計、そして令和3年度に高城中学校の改修工事という形にしていきたいと思っております。

下の写真をごらんください。やはり、水はけがよくなるとグラウンドの状態がよくなるという着手前と完成の比較です。真ん中の写真を見てください。側溝が着手前にはないんです。ない状態です。ここにたまった水はどこに行っているかといいますと、校舎の溝のほうに一斉に行っているのです。校舎近くでは、その排水量に耐えられずにあふれる状態です。そこで、運動場周りに側溝を完成させるという形です。

一番右の写真でございますが、これは、暗渠排水でございます。地下埋設分でございます。広い運動場ですと周りだけではなかなか排出がならないのでこのような工事を予定しております。これによって随分と水はけは違ってくるんですが、暗渠につきましては、私も経験があるんですけれども、だんだんと目詰まりしていつているんですね。これがやっぱり最大の問題でございます。

最後でございますが、最後のページでございます。小学校の運動場改修スケジュールでございます。ないわけではないんです。令和2年度を目指して、まずは沖水小学校の設計をやりたいという

ふうになっております。ですので、令和 3 年度に沖水小学校の改修工事を定めればということで、係も一生懸命、今予算取りをしてもらっているところでございます。

と言いますのは、沖水小学校は、質問された議員がひどい状態であると言っている学校でありまして、周りは一切側溝がございません。まさしくさっき私が言ったように、校舎の排水路に流れ込んでいる状態なので、当然水はけがよくなく、大変な状況でございます。何とかそれは改善していきたいと考えているところでございます。

続きまして、クでございます。「プログラミング教育と校内ネットワーク設備について」でございました。プログラミング教育は、実を申しますと、この時期に、新学習指導要領につきましては、プログラミングで加味した形でやりなさいというのは、たった 3 点しかないんです。1 点目が、5 年生の算数の多角形と例示があります。2 点目が理科、小学校 6 年生でございました。これは、通電です。つまりは、機械に電気を通すのか通さないかという、そういうプログラミングで整理する。あともう一つは、総合的な学習の時間と例示がしてあります。確かにプログラミング思考というのは非常に難しいわけなんですけれども、今のところ例示というのはそれだけなんです。先ほど、教科書採択の折も、いろいろなところでプログラミング的思考とかいうのでやっています。将来、中学校のプログラミングというのが技術家庭で 9 時間用意してありますので、そういうところでやっっていこうと思っているところです。

今後、問題点としては、先生方がどの程度そのプログラミング的思考というものについて考えていっていただけるかということでございます。

続きまして、校内ネットワークについてです。ICT のモデル校として小学校 4 校、中学校 4 校の各教室に無線 LAN を整備して、今後小中学校への整備の予算獲得をしていくという答弁をいたしました。

実はこの 8 校につきまして、一生懸命活用はしてもらっているんですけれども、なかなかその活用が進んでいないという現状がございまして、その結果を踏まえて、なぜ進まなかったのか、どういう設備が必要なのか、それを今、洗い出してもらっているところです。それに基づいて、もう一度、予算査定を行ってまいりたいと思っております。

多額の予算を必要とするものでございますので、失敗のないように、ここは考えていきたいと思っています。

続きまして、ケでございます。「通学路の見直しについて」ということで御質問をいただきました。学校の子供たちの人数が片や隣接している学校でこっちはふえてきて、反対に隣の学校が減っている状況の中で、少し校区をかえたらどうかと、線引きをかえたらどうかというような御質問でした。

お答えといたしましては、学校区の見直しについては、児童生徒数の増減だけではなく、学校区内の河川、線路、使用道路などの地理的状況も判断に加えておりますということで、休校とか廃校とかになった場合にはそれはちゃんと考えますけれども、それ以外のところでなかなかそれを線引きをかえるということではなく、一応境界線から 100 メートルのところは中間地帯といいますか、どちらでも行けるような形に、申請があればしてありますので、そういう制度を利用してもらいたいと答弁しております。

以上でございますけれども、6 月議会の一般質問から何か御質問等ありませんでしょうか。

(質疑なし)

続きまして、「生徒指導の状況について」の資料をごらんください。これは、5 月中の統計でございます。非行と問題行動につきましては、小学校 3 件、中学校が 1 件でございます。内容につきましては、生徒間の暴力、窃盗、万引き、そして金銭授受という、その 4 点でございました。

それから、不登校、これは傾向も含んでおりますけれども、4月から5月までの部分でございます。小学校が34名、継続が17名、新規が17名です。中学校が89名、継続72名、新規17名。昨年度の同じ時期に比べますと、小学校が19名だったところが34名ということで、かなり悪い状況になってきております。中学校につきましては、ほぼ横並び、87名から89名というような状況でございます。これにつきましては、小学校の新規がふえているというのが大きなポイントでございます、やはりもっと魅力ある学校にしていかなければならないということもございます。

ただ今、相談に来られている件数の中でも起立性調節障害のお子さんが何人かいらっしゃいまして、まだまだ世間ではその病気自体が認知されていないがために、ちょっと調子よくなっても学校に行きたくないというお子さんたちがいらっしゃいます。どうしても朝起きれない、すっきりしないという、これ昼夜逆転してなくてもそうになってしまうという病気でございますので、そのところのケアもしていきながら進めていきたいと思っております。

続いて、いじめに関することでございます。いじめの学校生活についてのアンケートの実施でございますが、5月中にとったものが小学校が33校、中学校が17校でございます。いじめの認知件数につきましては、小学校が新たに172件、中学校が5件というような状況でございました。これにつきましても、認知はやっぱりやっていかなければならないんですが、やはり、私たちが考えていけないといけないのは、100%解消させていくというスタンスでいかなければならないと思っております。

続きまして、4番目、交通事故でございます。小学校で1件発生しております。接触事故でございまして、自転車で横断歩道を渡ろうとしたところ、自動車との接触でございました。

続きまして、不審者声かけ事案でございます。小学校が3件、中学校が2件でございましたけれども、どちらも実害はございませんでした。

その他でございます。5月中でございますけれども、学級がうまく機能していない、学校からの報告はございません。

それから、校外での事故としまして、中学校が1件、熱中症での搬送がありました。これにつきましては、熱中症ではないか、軽い熱中症と診断されたぐらいで、点滴を打って自宅に帰っております。

それ以外ですけれども、虐待案件でございます。5月中が、小学校1件発生をしております。身体的虐待により児童相談所で一時保護をしております。これも保護に至った理由というのが、本児と母親が言い争いになって母から携帯で頭をたたかれたり、右のほっぺたをひっかかれるなどしてその跡が残っていたということです。学校で担任が発見し、学校からこども課経由で児相に通告、同日、児相が動きまして、自宅で母親から聞き取りを行っている。母親は虐待を認めていなかったために、翌日、本児の一時保護を決定し、そして母親も児相に来てもらって一緒に話をしてもらったというような状況です。

ただし、この虐待後につきましては、6月中、もうさきにお話をしますが、小学校2件持っております。1件は、父からの性的虐待の疑いです。一時保護を開始しております。もう1件は、父からの身体的虐待で、これも一時保護を開始しております。

先ほどの5月中の案件につきましては、本児につきましては、もう家庭のほうへ帰しておりますので、この6月に起こった虐待案件についてはまだ保護中という形でございます。

以上のような状況でございます。生徒指導上の現状について何か御質問はございませんでしょうか。

では、最後、その他でございますけれども、都城市内小中学校の災害発生場所というのが持って

きております。これは全国版を以前、御紹介したと思います。これを都城市だけで統計を取り直してもらいまして見ていただきますと、ほぼほぼ全国と同じような傾向を示しております。一番多いのが、学校内であれば運動場、校庭、2 番目が体育館、屋内運動場、そして教室というような部分がございます。

学校外でいきますと、道路という形になりまして、通学時の交通事故等が発生しているという状況です。

大体この傾向はこの 5 年間同じように続いております。ですけれども、やはり、もう一枚、A 3 版の大きなチラシ、新聞ですが、同じ事故が同じ場所で何回も繰り返されているということについて、非常に危惧をしているところです。

やはり、これを防ぐためには、子供自身に危険を予知するだけの力をつけさせる、そういう勉強をしなければならない。これにつきましては、来年度から使う小学校の保健の教科書の中にも危険の予防という形で、学校内での危険予知についての記述がしてあるものを採択させてもらっているところです。

よく高校あたりになりますと、ちょうどベランダの真下ぐらいには低木が植えてあるところが多いと思いますけれども、やはり、落下したときにはそういうものが命を守る、そういう形になるということで、やはり、こういうことも考えていかなければならないなと思います。

小中学校のベランダ下は、ほぼほぼセメントか花壇かになっているところが多いですね。今後やはり考えていかなければならない部分ではないかなと思っておりますし、学校としては、もうベランダに出ないという学校もでてまいりました。やはり、そういう危険から子供たちを守るということだと思います。

それから、食後にすぐ子供たちは遊び時間といいますか、昼休みになってしまいます。そのときに激しい運動をしたがために、アナフィラキシー症状を起こしてしまうという、そういう新たな案件、今までちょっとわかっていなかった案件がありまして、この新聞記事の真ん中の行の下のほうに書いてありますけれども、体調やストレスの影響というんですが、すぐに動き始めると吸収力がよくなって、アナフィラキシーを起こすアレルギーの血中濃度がすごく高まってしまって重篤化してしまうという、そういう案件が全国では見られているということで、これらについてもやはり対応していかなければならないと思っているところでございます。

都城でもやはり気をつけなければならない件が多々あるなというふうに振り返ったところです。

このことについて何か御質問はよろしかったですか。

(質問なし)

では、教育長報告、以上でございました。

5 議事

【報告第 6 5 号・第 6 6 号】

◎教育長

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

本日は、報告 1 8 件、議案 4 件でございます。

では、まず、高城地域振興課ですね。お呼びください。

それでは、報告第 6 5 号及び第 6 6 号を高城地域振興課長から御説明いただきます。お願いいたします。

●高城地域振興課長

高城地域振興課の黒木でございます。よろしくお願ひします。申しわけありません。順番がちょっと前後します。

まず報告第 66 号「都城市高城郷土資料館の小中学生入館料免除について」御説明申し上げます。

関係資料でございますように、子供たちの郷土の歴史と文化にふれる機会にふやすことを目的に、7 月 23 日火曜日から 8 月 25 日までの夏休み期間、中学生以下の児童生徒を対象に入館料を免除するものでございます。

期間中の主なイベントですが、7 月 28 日の都城市芸術文化協会高城支部主催、夏休みスケッチ大会、これは今まで観音池公園で実施していましたが、今回は郷土資料館で実施いたします。お城の絵画展については、後ほど説明いたします。8 月 13 日から 8 月 15 日は郷土資料館の夜間のライトアップを午後 7 時半から午後 9 時まで実施いたします。

次に、報告第 65 号「都城市高城郷土資料館企画展「お城の絵画展」開催要項について」御説明申し上げます。

関係資料でございますように、目的は、来館者に郷土の歴史や文化を感じることで作品を見もらうことにより、郷土に対する愛着や理解を深める機会とします。また、夏休み期間の小中学生の道徳心を図ることとでございます。今回初めての企画となります。展示期間は休館日を除く 8 月 3 日土曜日から 8 月 18 日の日曜日まで、応募作品は郷土の歴史や文化を感じられる風景を描いた作品、応募資格は小中学生で、応募受付は 7 月 27 日から 7 月 31 日までです。

報告第 66 号で報告しました都城市芸術文化協会高城支部主催、夏休みスケッチ大会の作品の展示も同時に行います。

以上で、報告第 65 号、第 66 号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎教育長

ありがとうございます。新企画ということで、お城の絵画展でございます。何か御質問等ありませんでしょうか。

それでは、報告第 65 号、第 66 号を承認いたしまして、現行どおり頑張っていたきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

●高城地域振興課長

ありがとうございます。

【報告第 69 号】

◎教育長

それでは、報告第 69 号を学校給食課長から説明をいただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

●学校給食課長

学校給食課の大内山です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、報告第 69 号「「ベジ活！クッキング教室」の開催についてについて」説明いたします。

都城学校給食センターでは、毎月 1 回、野菜の量を多くしたベジ活という献立を組み立てておりまして、そのベジ活の普及を図るために、今回、各家庭でも取り組んでいただきたいということで、

ベジ活動クッキングということで親子の料理教室を開催したいということでございます。

広報連絡票のほうをごらんいただきたいと思いますが、来週の金曜日、26日、午前9時から午後1時まで、都城学校給食センターの2階の調理室で行いたいというふうに考えております。

先ほど申し上げました都城学校給食センター管内の小学校3年生、4年生の児童及び保護者12組を対象として開催する予定であります。

その中ほどになりますけれども、9時20分から9時40分までは参加者と宮崎県がベジ活音頭を踊る予定にしておりますので、それを踊ってから実際の調理に入るということになっています。

当日のメニューは野菜たっぷり食パンでキッシュ、旬の野菜のコロコロサラダ、簡単野菜スープの3種類を調理するというところでございまして、次のページをお開きいただきますと、タイムスケジュールがついているかと思いますが、先ほど申し上げたような形で、音頭を踊って、そして写真撮影、それから調理に入っていくということで、片づけまでして1時に解散予定ということになっております。

もう1枚めくっていただきますと、グリーン教室の案内チラシということで、先ほど申し上げました食パンキッシュというのは写真でつけているところでございます。そちらのほうで予定をしております、費用としましては1組500円ということで申し込みいただいたところでございます。

これで、記者のほうに投げ込みをして、ぜひ取材をしていただきたいということで、今回、教育委員会のほうにお諮りしたというところでございます。

以上でございます。

◎教育長

ベジ活クッキング教室でございますが、これについて何か御質問等ありましたら。

○濱田委員

26日ってもうすぐなのですけど、応募状況はいかがでしょう。

●学校給食課長

応募状況が12校から40組応募がございまして、抽選で選ばせていただきました。

○岡村委員

説明ありがとうございます。指導者についてなんですが、何名ぐらいどういう方が入られて指導されるのか教えてください。

●学校給食課長

給食センターのほうに3名の栄養士がおりまして、あと協力として職員のほうが会場に入ることになっておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

○岡村委員

委託事業になってますが、そちらは一切かわらずに市の職員だけでやられるのですか。

●学校給食課長

委託先の会社という意味でしょうか。そちらはもう全然かわらない状況でございます。

○岡村委員

わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ほかにございますでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 6 9 号を承認いたします。どうかよろしくお願いします。

●学校給食課長

ありがとうございます。失礼します。

【報告第 6 3 号・議案第 1 5 号】

◎教育長

それでは、報告第 6 3 号及び議案第 1 5 号を文化財課長から説明をいただきます。よろしく願
いいたします。

●文化財課長

文化財課でございます。1 点の報告、それから 1 点の議案をお願いいたします。

まず、報告第 6 3 号の説明をさせていただきます。都城歴史資料館の本年度第 2 回の企画展とい
たしまして、9 月 6 日金曜日から 1 2 月 8 日日曜日までの会期で、都城歴史散歩と題した企画展を
開催いたします。

現在の都城市内には数多くの文化財があります。しかしながら、その存在価値について市民の皆
様に余り知られていない現状があります。そこで、今回の企画展では市内の各地域の代表的な文化
財を紹介する展示を行います。具体的な文化財は、開催要項 6 番目に記載したとおりでございます。

この現状を見ていただいた市民の皆様にご自分が住んでいる地区内の文化財のことを知っていただ
くとともに、各地に存在する史跡を初めとする現地にも足を運んでいただいて、郷土の歴史を身
近に感じてもらえたらというふうに考えております。

関連事業としまして、1 0 月 2 0 日日曜日に、小中学生以下を対象として、走れ弥五郎どんとい
うワークショップを開催する計画であります。1 1 月 3 日文化の日に、山之口町の野神社で行わ
れる弥五郎どん祭りに先立って、来館した子供たちに弥五郎どんのミニチュアをつくってもらうと
いうふうな企画でございます。弥五郎どんは実際に走ります。これをゴムの動力を利用して走る
というものでございます。

次に、議案第 1 5 号「都城歴史資料館の臨時休館について」であります。

都城歴史資料館の害虫駆除等のため、令和元年 9 月 2 5 日水曜日を臨時休館日として、前日の通
常の休館日と合わせて 2 日間で駆除を行います。液化炭酸ガス殺虫剤等を使用することから、立ち
入り禁止の柵や表示看板の設置など安全面に万全を期して作業を進めてまいりたいというふうに
思います。

以上、御審議よろしく願います。

◎教育長

ありがとうございます。それでは、報告第 6 3 号及び議案第 1 5 号につきまして、御質問等あ
れば願います。いかがでしょうか。濱田委員、願います。

○濱田委員

入館料の件ですけれど、大人と小中学生が10月から上がります。消費税のことなんですか。そうすると高校生は上がらないという理由の説明をお願いしたいと思います。

●文化財課長

消費税が8%から10%に上がったときの大人、それから小中学生については上げざるを得ないという形で10%に上がることによって、それを割り振ったときに上がってしまうんですけれども、高校生は8%の段階から10%に上げたときの切り捨てになりまして160円となります。

○濱田委員

小中学生が110円になってしまうのは、そのまま消費税として増額するのですね。

●文化財課長

そうですね、はい。

○濱田委員

その辺が利用者からするとわかりにくいでしょうね。要するに、四捨五入して高校生は切り捨てになるからそのままだということですね。

●文化財課長

そのとおりでございます。

○濱田委員

大人と子供はそうではなくて、切り上がるということですね。

●文化財課長

一応ほかの課もそのような取り扱いになります。

○濱田委員

全体的に、こういうときはそういう取り扱いをするということなんですか。

◎教育長

ほかにはございませんか。それでは、報告第63号を承認いたします。どうかよろしく申し上げます。

それから、議案第15号につきまして、原案どおり可決いたしましたので、よろしく申し上げます。

●文化財課長

ありがとうございました。

【報告第64号・議案第16号】

◎教育長

報告第64号及び議案第16号を、都城島津邸副館長から御説明をいただきたいと思います。

●都城島津邸副館長

都城島津邸の副館長の羽田野と申します。本日、館長の山下が出張のため、かわりに私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、報告第 6 4 号及び議案第 1 6 号について御説明いたします。

まず、報告第 6 4 号「都城島津邸歴史講座の開催について」を御説明いたします。

都城島津邸では、例年、都城市及び近隣市町村在住の方を対象とした歴史講座を開催しております。昨年度は、明治維新 1 5 0 年ということで、その関連事業として署名な講師をお迎えしての講座を開催いたしました。

今年度はまた例年どおりの形に戻し、受講生の皆様へ都城及び南九州の歴史や文化等について、学ぶ機会を提供することで、郷土を学ぶきっかけとさせていただくことを目的に入門講座として実施いたします。

そして、今回は、都城島津邸の学芸員だけでなく、文化財課及び美術館の学芸員にも講師をお願いして、多様な観点からの歴史講座を開催することにいたします。

日程は資料にお示ししたとおりで、8 月から 2 月までの連続 7 回講座、原則として毎月第 4 日曜日の 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分に開催いたします。開催場所は都城島津邸の 2 階交流室を初め、都城歴史資料館等を予定しております。

最終回である 7 回目は、口座において取り上げた史跡を中心にした史跡めぐりを実施する予定で、この日は 9 時から 1 6 時を予定しております。

開催内容についても資料に示したとおりで、都城島津邸で開催する展覧会に関連するもの、都城市島津家の由緒に関するもの、また文化財課や美術館の学芸員はそれぞれ展示関連と都城出身の画家について紹介するものを予定しております。定員は 3 0 名で、全講座に参加できる方を対象といたします。

広報都城の 7 月 1 5 日号及びホームページで募集を開始し、定員に達し次第、締め切りといたします。

参加料は、座学の講座 6 回分が 1, 0 0 0 円で、史跡めぐり実施時に昼食代、保険代として当日別途に参加料を徴収いたします。

これまでの歴史講座の参加者数については、資料にお示ししたとおりでございます。昨年は記念講座ということもあり、3 回の参加者の延べ人数が 6 2 2 名となっておりますが、それ以前は大体 1 回当たりの参加者数は 2 5 名前後となっております。

ここで資料の修正をお願いしたいと思います。歴史講座過去 3 年間の実績の表が載っておりますページの一番下、米印の明治維新 1 5 0 年歴史講座開催と書いてありますが、その第 1 回目の西郷隆文氏と講師の名前が載っておりますけれども、隆文氏ではなくて隆夫氏の間違いでございました。「文」という漢字を「夫」という漢字に修正をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第 1 6 号「都城市所有・寄託史料活用調査委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

これは、6 月定例教育委員会において付議させていただきました議案第 1 1 号「都城市所有・寄託史料活用調査委員会設置要綱の制定について」に関連するものでございます。

今年度 6 月から新たな史料の調査整理を行うために、文化庁の国庫補助事業、地域活性化のための特色ある文化財調査活用事業として、都城市所有・寄託史料調査事業を実施しております。付議させていただいたのは、都城市所有・寄託史料活用調査委員会設置要綱に基づき、調査事業を円滑に進め、資料内容の的確な把握、調査方法等について専門的な見地から指導、助言をいただくため、専門的知識を持った方 5 人を選任し、委員として委嘱するものです。

委員の名簿については、資料にお示ししたとおりで、日本近世・近代史御専攻の鹿児島県立図書館長、志學館大学人間関係学部教授の原口泉先生、都城市の御出身で、日本中世史御専攻の愛知学院大学文学部教授の福島金治先生、日本近世史の専攻で宮崎公立大学人文学部教授の大賀郁夫先生、日本近現代史の専攻で、宮崎県総合博物館副館長の靱木郁朗先生、そして都城市の御出身で、日本文学・文学史御専攻の宮崎県立看護大学教授の大館真晴先生の 5 名でございます。

大賀先生以外は前回の後藤家史料調査事業でも委員に御就任いただいた方々です。任期は令和元年 8 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとなります。

ここで資料の靱木先生と大館先生の欄に括弧書きが抜けておりますけれども、靱木先生は宮崎市在住で大館先生は都城市出身の方でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

◎教育長

それでは、今の報告第 6 4 号、議案第 1 6 号につきまして、何か御質問はございますでしょうか。

○濱田委員

報告第 6 4 号ですが、令和元年度都城島津邸歴史講座のタイトルは何なのですか。

●都城島津邸副館長

都城島津邸の歴史講座そのものです。特に副題とか全体を示すタイトルはございません。

○濱田委員

そうですね。副題をつけて、何かこうイメージして楽しくなるような工夫をされたほうがいいんじゃないかなと思います。

少し御検討願いたいと思いました。

●都城島津邸副館長

持ち帰らせていただきます。

◎教育長

ぜひよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

お伺いします。議案第 1 6 号なんですけども、この都城市所有・寄託史料活用調査っていう、活用という言葉が入っているんですが、具体的にどういう内容をまずされるのかなと思ひまして、設置要綱を見ましても、活用という部分がはっきり見えてこないのので教えていただきたくてお伺いします。

●都城島津邸副館長

将来的に調査が終わりましたら、目録を作成しまして、それをまた全国博物館等に当然お送りするんですが、それ以外にもデータベース化して、ホームページ等で将来的には広く公開ができるようにさせていただきたいと思っております。

◎教育長

ということは、この先生方が、これは公開して大丈夫だというようなことの話し合いとかもしていただくということですかね。

●都城島津邸副館長

その辺の判断はまた内部でとなりますから、当然助言等はいただくと。

◎教育長

そうですね。史実的には確立してないものの中にはいっぱいあるんですね。

●都城島津邸副館長

そうですね。史料の写真等も撮るものですから、そういう写真等を含めて、その解説をつけたものを公開するというような形になると思います。

◎教育長

例えば、昨年みつかりました新たな西郷隆盛の書ですね。あれをずっと読み取って行って、多分あの資料は現物とその読み取りとはどういう意味なんだという解説がついていたと思うんですけど、そういうようなことを精査してもらおうということを考えてよろしいんですか。

●都城島津邸副館長

そうですね。

◎教育長

島津邸がいろいろ収集したものを今度はそれを外に出す、活用する段になっての先生方の御助言等は必要ということですね。

●都城島津邸副館長

そうですね、はい。

◎教育長

いかがでしょうか。

○岡村委員

わかりました。第2条のほうに規定している調査及び検討、この検討が公開できるかどうかというところの検討になってくるのかなというふうに理解いたしました。それで正しいでしょうか。

●都城島津邸副館長

公開できることだけではなく、いろいろ検討していかないことが出てくると思いますので、そういうことを含めた全般について検討していただくということで、その公開だけの検討ではないということです。

○岡村委員

活用というのは今回だけではないということですね。公開も含まれているということですね。わかりました。ありがとうございます。

◎教育長

ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。はい、お願いします。

○中原委員

ちょっと聞き逃していたら申しわけないんですけど、先ほどの歴史講座の件ですけど、第7回の史跡めぐりの分ですね。別途参加料と書いてあるんですが、これはおいくらでしょうか。

●都城島津邸副館長

例年1,000円程度、昼食代と保険料ですね。

○中原委員

別に1,000円ですね。

●都城島津邸副館長

別途ですね、1,000円。別途1,000円程度いただいているようでございます。

○中原委員

わかりました。

●都城島津邸副館長

資料代が6回合わせて1,000円ですね。別途、その史跡めぐりだけで1,000円ということですよ。

◎教育長

できれば、それはちゃんと記載されていたほうが、来年からの分についていいと思います。それは、金額が決まっているのであれば。

●都城島津邸副館長

決定というところまではまだ。例年1,000円程度になっているということです。その昼食の場所をどこにするかとかでも、お弁当とかでもかわってくるものですから。

◎教育長

そういうようにわかりやすく書いていただくとありがたいですね。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第64号及び議案第16号を承認及び議決いたしますので、どうか原案のとおりよろしくお願いいたします。

●都城島津邸副館長

どうもありがとうございました。

【報告第 59 号～報告第 62 号】

◎教育長

それでは、報告第 59 号から第 62 号までを生涯学習課長から説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

●生涯学習課長

生涯学習課長の園田です。あと図書館担当の鳥取です。よろしくお願ひします。

それでは、生涯学習課の案件、4 件の報告について説明させていただきます。

まず、報告第 59 号「臨時代理した事務の報告及び承認について（都城市青少年健全育成市民会議幹事の委嘱及び任命）について」説明いたします。

都城市青少年健全育成市民会議の幹事につきましては、都城市青少年健全育成市民会議設置規程第 7 条の規定に基づき教育委員会が委嘱または任命するとなっております。

今回、別紙のとおり、幹事 1 名の委嘱及び 11 名の任命について、臨時代理したことを報告し、承認を得るものでございます。

幹事会全体の構成は新任 12 名、継続 9 名となっております。なお、任期は令和元年 6 月 28 日から令和 2 年 6 月 27 日までとなっております。

続きまして、報告第 60 号「臨時代理した事務の報告及び承認について（放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱）について」説明いたします。

放課後子ども教室の指導をお願いしている教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理いたしましたので御報告し、承認を求めるものです。

本年度 4 月定例会及び 5 月定例会でこの案件について御報告しましたが、今回、追加で 1 名、沖水地区放課後子ども教室、沖水小なかよしチルドレンに教育活動サポーター池田順子さんを委嘱したところですが、沖水地区につきましては、コーディネーターのほか、教育活動サポーター 2 名の計 3 名のスタッフでスタートしましたが、参加児童が昨年度より 8 名多く、計 28 名となったため、安全確保のため追加するものです。任期は、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までとなっております。

次に、報告第 61 号「令和元年度人権啓発標語募集要項の制定について」説明いたします。

8 月の人権啓発強調月間に実施する人権啓発事業の一環として、本年度の標語を定め募集するものです。昨年度までは要項を一般向けと小中学生向けに分けておりましたが、一般からの応募は昨年度で 17 件と少ないため、家族で人権について考えてもらい、応募を促そうと一つの要項にすることにしました。応募用紙もそのようにしております。

7 月 2 日に開催されました小中学校校長会において標語募集の説明と募集のお願いを申し上げたところでございます。

昨年度は、小学生から 3,238 点、中学生から 2,521 点、一般から 17 点、合計 5,776 点の作品応募がございまして、最優秀賞は各部門から 1 点ずつ、優秀賞は小中学生各 3 点、一般 1 点の合計 10 点を選考しました。

入賞についてですが、優秀賞のうち、小学生の部で昨年度まで低学年、中学年、高学年の 3 点としていたものを本年度は各学年 1 点ずつの得点に改める予定であります。

受賞作品は本年 12 月 7 日に開催を予定しております都城市人権啓発推進大会で表彰するほか、各戸に配付する人権啓発特集号という A3 版中折のチラシを作成し、紹介することにしております。

また、標語の短冊を作成しまして、小中学校にそれぞれお送りするほか、各地域公民館等にも掲示し、人権啓発に努めてまいります。

次に、報告第 62 号「令和元年度第 24 回都城市小学生読書感想文コンクール募集要項の制定について」説明いたします。

児童が本に親しみ、読書の楽しみや素晴らしさを体験し、その習慣化を図る読書推進の一環として、今年度も要項を定め、募集するものです。

7 月 2 日に開催された小中学校校長会へ向けて読書感想文募集の説明を申し上げたところでございます。応募方法は、各小学校で事前審査の上、学年ごとに 2 点を限度に専攻していただきます。ただし、500 人を超える学校は 3 点までしております。

なお、昨年度の応募総数は 6,709 作品で、全児童の 70% が応募してくれました。応募期間は夏休みをあわせて募集する学校と読書週間である毎年 10 月 27 日から 11 月 9 日までで募集する学校がありますので、9 月 27 日から 11 月 12 日までとしております。

なお、応募後の審査は、都城市三股町合同研究会、小学校国語部会、図書部会及び退職校長会、学校教育課で実施していただいておりますが、年内に終わらせたいとの意見もあり、この期間となっております。

各受賞は来年 1 月中旬に通知し、都城教育の日にあわせ 2 月に表彰式を開催する予定としております。

また、入選作品を作成し、入賞者や各小学校に配付するとともに、市のホームページでも公開いたします。

最後に、5 月定例会に付議しました報告第 38 号「令和元年度都城市成人式開催要項の制定について」の審議の中で質問のありましたさくら聴覚支援学校の成人式について、その後の経緯を報告させていただきます。

定例会の後、担当からさくら聴覚支援学校に電話をいたしまして、成人式の開催に係る委託等について学校にお伺いし、お話をさせていただきたいと申し出ました。学校側からは内部で検討し、再度連絡しますということでした。

6 月になり、学校側から連絡がありましたが、学校側としては委託料をもらってまで行うような行事ではない、職員が中心に準備等を行っており、実行委員会形式でもなく保護者等の協力ももらっていない。委託料や補助金をもらうとなると、申請書や実績報告書の作成などがあり、担当している職員にさらに負担がかかるなどの理由で、今までどおりの方法でやっていきたいということを回答いただきました。

学校に行つて説明する機会をいただくことはできませんでした。

今後もさくら聴覚支援学校の成人式については、動向を見守っていきたいと思います。

また、各地区の成人式に聴覚に障害のある方の出席希望がある場合は手話通訳者等の派遣を依頼するなど、合理的配慮に努めてまいります。

以上、報告を終わります。

◎教育長

ありがとうございました。それでは、報告第 59 号から 62 号、そして今ありましたさくら聴覚支援学校に通っていた子供さんたちの成人式についても含めて、御意見、それから質問があればお願いします。赤松委員、お願いします。

○赤松委員

61 号の人権啓発標語募集についてです。意義が大変大きい毎年の取り組みだと思っています。標語を応募する、応募しないにかかわらず、一定の時間をかけて子供たちが人権について家庭とか

学校の学級活動等の時間で考えて、自分はこういう言葉にしようという、そういうことを考える時間を設定することが教育だと思っています。

それを都城市内の各家庭で1年に一度だけでも設定していただければ、小中学校で9年間を考えると、毎年そういう活動が繰り返され、累積するとかなりの時間を人権について考えながら成長していくこととなります。その中で、人権を大切にすることについて、子供たちが考えを深めていく、そのプロセスが教育だというふうに考えています。

ですから、応募して優秀作品に選ばれることはもちろん、それはそれで素晴らしいことなのですが、何よりも市内の子供たちがそういう時間にしっかり考えるという取り組みを繰り返していくことが大切な教育だと思っています。今後も、ぜひ大事にして、市内の子供たちが毎年しっかり考えていく、そんな取組が多くなされていく、そういう形のものに仕上げたいというふうに思います。

◎教育長

ありがとうございます。どうかよろしくお願いいいたします。ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。私からよろしいですか。

さくら聴覚の件ですけれども、当然ながら案内状はさくら聴覚に出すんですね。

●生涯学習課長

それぞれ都城市に住所がある方には出しますね。地区外から来られている人もいるものですから、その方たちはそれぞれの自治体から行くと思うんですけど。

名簿は学校の名簿が1つあるんですけど、それと以外に、市民としての名簿があります。

◎教育長

在住で。

●生涯学習課長

在住の名簿は合わせて連絡をされたりしています。

◎教育長

そのときに、例えば、きりしま支援学校とかは、きりしま支援学校でやっているからきりしま支援学校のほうに行ってくださいという案内なんですか。

●生涯学習課長

それは、そういう方には全部の市内の全部のこの地区はここでやっています、この地区ではここでやっていますという全体的なものを送ります。

◎教育長

だから、一緒なんですよ。さくら聴覚もきりしま支援も同じようにくみ取って、自分の意思で行かれる方は行かれる。

それ行くことがわかるのはいつごろわかるんですか。

●生涯学習課長

どこに行くかは、申し込みをうちのほうに連絡をいただくことになっているので、だから、うちのほうでさくらのほうに行かれるということはわからないんですけども、その人がうちにくるといのはわかります。

◎教育長

なるほどですね。その人が聴覚障害であるということは把握できているんですか。

●生涯学習課長

それはできてないですね。うちのほうは全市民の方を対象に画一的な成人式の案内ということで、都城市ではこの地区で、場所でそれぞれ成人式をやっていますという案内を差上げます。

◎教育長

先ほど、そういう方が出席されるときには、手話通訳を呼びますと言ったけど、どうやってそれはわかるんですか。

●生涯学習課長

それは申し込んでもらうときに、耳が聞こえないだとか、そういった聴覚に障害があるというようなことを申し出てもらえればですね。

◎教育長

それに何か書く欄とか何かないですよ。書く欄とかそういうのとか、そういう事情を申し出てくださってというような一言をつけないと出てこないんじゃないですか。

やっぱりそこまで詰めていかないと、結局は用意しますと言っても用意すべがないというか、実行に結びつかないじゃないですか。そこまではちゃんとフォローしてあげないと、気持ちよく、私は聴覚障害者です、はがきに書いて送り返すことはまずあり得ないので、はい。

そんな個人情報を書いて返事出すなんてないですからね。そこ辺はきちんと配慮してあげないといけないのなかと思いましたけど。

ですから、そこまでよく考えていただいたので、できれば最後の詰めまできちんとやっていただけるとありがたいかなと。

●生涯学習課長

はい、わかりました。

◎教育長

よろしく願いいたします。

それでは、報告第 59 号から 62 号までを承認いたします。どうぞよろしく願いします。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第 54 号～報告第 58 号・報告第 67 号】

◎教育長

それでは、報告第 5 4 号から第 5 8 号までと、及び飛びまして第 6 7 号を学校教育課長から御説明をいただきたいと思ひます。

済みません、よろしくお願ひいたします。

では、報告第 5 4 号からですかね。

●学校教育課長

それでは、学校教育課の報告事項につきまして御説明いたします。

報告第 5 4 号「臨時代理した事務の報告と承認について（令和元年度都城市少年補導委員の委嘱）について」でございます。

本年度、委嘱した都城市少年補導員は 1 8 4 名で、委嘱期間は令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 3 1 日までです。この少年補導員は市内の小中学校並びに高等学校の教職員及び保護者の代表、加えて各地区のボランティアにより構成されております。

続きまして、報告第 5 5 号「臨時代理した事務の報告と承認について（都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員の選任及び委嘱）について」でございます。この専門家委員会は、都城市教育委員会及び三股町教育委員会が共同して設置する附属機関で、いじめ防止対策において専門的な見地から審議を行うことや、両教育委員会がいじめ防止対策推進法に基づく調査を行う場合の助言等を行うために、各分野の専門家を委嘱しております。

委員は、平成 3 0 年 4 月 1 日から 2 年間の委嘱となっておりますが、今回、教育心理の専門家である内田芳夫氏から一身上の都合による任期途中での辞退の申し出がございましたので、新たに別紙のとおり、委員を選任し、委嘱いたしました。

なお、委嘱期間は選任日から前任者の任期を引き継ぎ、令和元年 5 月 3 0 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までとしております。

続きまして、報告第 5 6 号「臨時代理した事務の報告と承認について（都城市少年育成センター運営協議会委員の委嘱）について」でございます。

この協議会委員につきましては、都城市青少年育成センター運営規則第 4 条第 2 項の規定により別紙のとおり選任及び委嘱いたしました。

なお、任期は令和元年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日までの 2 年間となっております。

報告第 5 7 号「臨時代理した事務の報告と承認について（小規模特認校制度を利用した転入学の許可）について」でございます。

先月、小規模特認校制度を利用した転入学生徒について、許可内容及び許可日、許可期間は別紙のとおりであります。なお、本児は、高崎小学校の 3 学年に在籍する男子児童です。これまでも多動障害の傾向がありましたが、加えて友達とのコミュニケーションをとることを苦手としていたことから、保護者より小規模の夏尾小学校へ転校について相談がありました。

学校教育課では学校と相談し、2 0 日間程度の体験入学をへて、夏尾小学校校長の所見及び本人及び保護者の考え等を踏まえ、小規模特認校制度による転入について許可日を持って許可いたしました。

続きまして、報告第 5 8 号「臨時代理した事務の報告と承認について（令和元年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命）について」でございます。

本年度の学校運営協議会委員の委嘱及び任命については別紙のとおりでございます。なお、委員の委嘱等につきましては、学校に選任を依頼することから、その回答日に応じて委嘱しており、委嘱日について開きはございます。

続きまして、報告第 6 7 号になります。「臨時代理した事務の報告と承認について（都城市小中

学校共同学校事務室長及び副室長の指名) について」でございます。

令和元年度の共同学校事務室室長及び副室長については、都城市学校共同学校事務室設置要綱第 3 条 3 項により、都城市教育委員会で指名することになっておりますが、宮崎縣市町村立学校共同学校事務室設置要綱第 4 条 2 項により、県費負担教職員を指名する場合は、県教育委員会の同意を得ることが定められております。ついては、県教育委員会から別紙について同意の通知を受けましたので、御報告するものです。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

◎教育長

ありがとうございました。それでは、報告第 5 4 号から第 5 8 号まで、及び第 6 7 号につきまして、御質問等あればよろしくお願ひします。

○赤松委員

都城市少年補導委員を引き受けていらっしゃる方々は大勢いらっしゃるんだと思って、名簿を見せてもらいました。その中でも経験年数が 30 年以上の方お 1 人、20 年以上の方が 3 名、10 年以上の方が 15 名いらっしゃるんです。30 年以上の方、石井澄子さんは 32 年の御経験です。20 年以上の方、3 名おられて、26 年の壹岐亘さん、21 年の塩月靖子さん、20 年の温水孝子さん、みんなボランティアの方々です。10 年以上の方も 15 名のうち 9 名がボランティア。こういう方がいらっしゃるんだということは、すごいことだというふうに思っています。

教職員なり P T A の方でもこのことを引き受けるというのはなかなかかなんでしょうが、ボランティアでこれだけやっていたらいらっしゃる方々という方がいらっしゃることは、もっと周知されてもいいのかなと私は思いました。

特に 30 年以上の石井澄子さんは、表彰の対象なのかなと思うのですが、そういうような取り組みはないですか。

●学校教育課長

私も実際、ボランティアの方々とは話をすることがあって、本当に市内の子供たちが変わってきたなという話はします。余り外に出なくなりましたよねと、補導に回ってもあまり見かけませんと、だけど、それでもやはりこういう取組は有効ですよと話されます。自分としては本当に頭が下がるところまでございます。

◎教育長

実は、私も、私が学校教育課長時代からこの方々はもう突出していらっしゃいますので、どうにかして表彰とかつukれないのかという話をしていたんですが、実は、生涯学習課にこの少年補導関係、健全育成ですね、関係の表彰案件があるものが実在しておりまして、ことし初めてですけれども、石井澄子さんにつきましては、表彰することが内定をいたしました。もうぜひこれ表彰してこないかなと生涯学習課に行きましたら、そしたら、3 名ほどその中から選ばれておりまして、表彰対象になっているということでお知らせをしておきたいと思ひます。

○赤松委員

学校教育課と生涯学習課が連携して、ボランティアで努力されている方を取り上げていただひてありがとうございます。

◎教育長

何か基準みたいなのがないとですね。年数で言っても 20 年以上とか。

●学校教育課長

実はその 4 項の中に、20 年程度そういうボランティアとかに参加したというような実績が残っている方というのがあるんです。それで、最初から 20 年の方を全部拾い上げてしまうと都城だけかなり的人数になってしまうので、その中から 3 人程度選ばせていただいて、また随時表彰していければと思っておりました。

◎教育長

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○濱田委員

第 67 号なのですが、小中学校事務室長、副室長の指名で、その指名されているということに対していいんですけど、設置要綱なんですけど。要はその事務の中心となる、いくつかの学校の中の事務の中心となる、その中心校の決め方というのはどう決められているのかをお聞きしたくて質問をしました。

◎教育長

設置要綱の最後に、それ中心校がもう決まっているその表が入っていると思いますが、その中心校の選られ方、小学校または中学校が入っていますけど、選られ方というのはどうなのかということですね。

●学校教育課長

ちょっと確認して後ほどでよろしいでしょうか。

◎教育長

中心校の選られ方ということでよろしくお願ひします。ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告第 54 号から第 58 号まで、及び第 67 号を承認いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

◎教育長

ここでかなり、もう 1 時間以上過ぎましたので、休憩をとってよろしいですか。10 分程度でよろしいでしょうか。では、3 時 5 分までよろしくお願ひします。

【休憩】

【報告第 52 号・第 53 号・第 68 号、議案第 13 号・第 14 号】

ICタグ利用登下校見守りシステム、略称ツイタモンと言います。ツイタモンの概要ですが、ICタグを保持した児童の校門等の通過時刻を記録するサービスになります。

ICタグについては保護者からの申し込みが必要です。申し込みがあった場合は無料で児童へICタグを貸与いたします。そのICタグを持った児童が、センサーが設置された校門等を通過することで登下校時刻を把握することになります。

今回、このセンサーにつきましては、それぞれの学校の正門ほか、登校する門が何カ所かあるかと思いますが、全ての校門等にこのセンサーを設置することとしております。

ただ、通過した段階で保護者は子供たちの通過時刻は把握できておりません。もし、この通過時刻を把握したい場合には、学校またはこのシステムの事務局に直接問い合わせすることで確認ができることとなっております。

学校におきましては、職員室等にあるインターネットができる環境のパソコンで、事務局のホームページにアクセスしていただいて、その学校に与えられたIDを入力しますと、学校でそのICタグを持っている子供たちのリストがあり登下校時刻が把握できるということになっております。また、システム事務局のほうにはフリーダイヤルで問い合わせをしていただければ確認ができるということになっております。

直接通過時刻をリアルタイムで知りたいという保護者に関しましては、事務局と有料契約をすることで携帯電話のほうに通過時刻が直接メールされることになります。この場合は児童1人当たり月額400円、年間で4,800円の費用がかかることになります。

裏をごらんください。

今回、このICタグ利用登下校見守りシステム、ツイタモンの導入に至った考えということで、こちらに記載させてもらっております。

まず、この登下校時刻の記録確認ということに今回のシステムは限られますけれども、まず安心安全の一助になれるツールの一つであるということ、本市の費用負担がなく導入が可能であるということでございます。本市の費用負担はセンサーの電気代のみで初期工事費、年間管理費ともに無償となっております。

この点につきましては、他社とも比較をしておりますが、当初この業者からも2,000万円と見積りの提示を受けておりますが、その後の交渉の中で初期工事費、年間管理費とも無償ということで提案を受け、この業者を選定することになっております。

また、保護者にとりましても登下校時刻の把握が可能であるということでございます。

また、本システムの機能の一つに緊急連絡メールサービスというものもございますが、前回は指摘されたところでもありますが、学校では既に学校安心メールというのをどの学校も導入しておりますので、市としましては学校のほうには今までどおり学校安心メールでの使用を推奨しているところがございます。

今回のこの導入に際しまして、有事の際の初動対応の大切な情報となること、児童の登下校の時刻が必要な保護者が、その情報を把握することができること等を考慮しまして、校長会や市PTA連協でもお話をさせていただき御理解をいただきましたので、本システムを導入することといたしました。

また、このようなシステムを導入したときに、今後、追加システム等の導入はないのかという心配がございますが、今回、本システム事務局による追加システム等の導入は予定はしていないところでございます。

その理由としまして、本市としましては、現在、学校教育課で主に動いておりますけれども、宮崎県の統合型校務支援システムの導入を予定しております。

その校務支援システムにつきましては、導入することで効率化できる業務管理としましては、名簿の情報管理でありますとか、出欠等の情報管理、成績管理、通知表管理とかサービス管理等の業務が全てできる校務支援システムの導入が、今、検討されているところでございます。

県の説明会がありましたけれども、その中ではシステム調達を令和 2 年度には完成させ、令和 3 年度から運用開始したいという県の当初の考えではございますが、都城市としましては、まださまざまな財政的な問題もありまして、すぐにこれを導入という形ではありませんし、また県内各自治体の部屋割りではありませんけれども、一緒に導入をするのかということ等、まだ不明な点はございますが、先々は県の統合型校務支援システムを共同調達をしていきたいというふうに考えておりますので、今回の IC タグを使ったシステム関連では特段の拡張機能は考えていないところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、下の 4 番で記載しているとおりですけれども、もう既に今回説明する段階でかなり進捗しており、市内 3 4 校を 2 回に分けてセンサー工事の実施をしております。

そして、1 次校 10 校につきましては 8 月下旬をめどに、2 次校 24 校につきましては 9 月下旬をめどに運用開始ということで、今、準備を進めているところでございます。

以上で、報告第 68 号については説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、議案第 13 号「令和元年度都城市教育委員会外部評価委員の委嘱について」御説明いたします。

都城市教育委員会外部評価委員設置規程第 3 条によりまして、宮内孝氏、久保田賢一郎氏の 2 名を都城市教育委員会外部評価委員に委嘱するものでございます。

次のページをごらんください。

宮内孝氏につきましては、南九州大学人間発達学部子ども教育学科の教授で、長年外部評価委員を務めていただいております内田先生にかわり、本年度新たに委員をお願いするものでございます。

下段の久保田賢一郎氏につきましては、昨年度に引き続き委員をお願いするものでございます。任期は、委嘱の日から令和 2 年 3 月 31 日までとなっております。

議案第 13 号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第 14 号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施要領の制定について」御説明いたします。

1 枚開けていただきまして、都城市教育委員会では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の全般において、その管理執行状況の点検及び評価等を行うこととなっております。

また、この点検及び評価につきましては、教育に関する学識経験者の知見の活用を図ることとされておりまして、先ほどの第 13 号で御説明を申し上げましたとおり、2 名の方に外部評価委員を委嘱し、点検・評価をお願いしているところでございます。

2 番の具体的な点検・評価の方法の表をごらんください。

表の 1 項目め、教育委員会の活動状況ですけれども、教育委員会の会議の運営、教育委員会の活動状況につきましては、教育委員会の会議録や教育委員の皆様が活動状況等から委員の皆様が自己点検していただき、その後、外部評価委員に点検・評価をしていただくことになっております。

表の 2 項目め、教員委員会が管理、執行を教育長に委任する事務につきましては、平成 30 年度当初予算に計上された事務事業及び平成 29 年度から 30 年度に繰り越した事務事業について、それぞれの担当課において、その達成度に基づき 5 段階で自己評価をしていただきます。その後、外

部評価委員とのヒアリングを実施し点検・評価をいただくこととなっております。

今後のスケジュールについては、裏のページに書いてありますが、8 月に入りましたら教育委員の先生方にも自己点検・評価等を依頼させていただきたいと思っております。

第 1 回から第 3 回程度まで外部評価委員会を秋口に実施する予定をしているところでございます。

以上で、議案第 1 4 号の説明を終わります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

◎教育長

ありがとうございました。

報告第 5 2 号、第 5 3 号飛んで第 6 8 号並びに議案第 1 3 号及び第 1 4 号につきまして、御質問等があればよろしくお願ひいたします。では、岡村委員、お願ひします。

○岡村委員

報告第 6 8 号の見守りシステムの導入について、お伺ひいたします。

学校の安心メールのほうは、名前を登録して、電話番号、メールアドレスも登録を学校のほうでして行って、そして安心メールが届くような形でしていきますし、年度切りかえのときには新しい情報の入力と不必要な情報を削除し、また職員については確認して、また追加していく、入力していくというふうにしているんですけども、こちらのシステムの場合は、個人名とか、保護者のほうが携帯のほうに登録したかどうか確認するにはやっぱりメールアドレスを書くんですけども、そのあたりも個人情報として 1 年管理されるというところ、学校のほうも入力が必要になるのかということ。

それから、もう一つは小学校 3 4 校というので今年度対象になっていますが、中学校への導入については検討されているのかについて教えてください。お願ひします。

●教育総務課長

まず、個人情報になります個人のメールアドレスにつきましては、個人が申請書に基づいて申請をする際に、この申請自体は学校を経由することはなく、直接、事務局と保護者とでやり取りをしていただくということになっておりまして、この中にメールアドレス等を記入していただくような欄がありまして、そこのメールアドレスのほうに、もし通知が必要な方は届くようになっております。学校でそのような作業をするということはありません。

また、安心メールのほうは学校で入力されていらっしゃる。それは多分、子供全員の保護者世帯になるかと思うんですけども、このツイタもんにつきましては、まず I C タグを持つかどうかという申し込みの段階から任意ですので、I C タグを持つかどうかというところでもまず全員ではないというところ、さらにその中でもメールの配信を希望する方はさらに一部の方になるのではないかとこのところもありますので、これを使っての連絡というのは、うちのほうでは特に考えていないというところがございます。

あと、今現在、小学校の 3 4 校だけということですが、中学校の運用は今のところ導入は考えておりません。

以上でございます。

◎教育長

よろしかったでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○岡村委員

これは番号と名前を一致させるのでしょうか。

◎教育長

そうです。タグのシリアルナンバーを誰が持っているかというのは、学校が把握していないといけないんでしょう。

●教育総務課長

学校側でわかります。I C タグを保持している児童全ての情報が学校側で把握ができます。

○岡村委員

学校で把握ができないと意味はない。

●教育総務課長

はい、持っている方の分だけはわかります。

◎教育長

ですので、これを持ってさえすれば、例えば親がまだ帰ってきていないんだけどって学校に連絡があれば、学校側は何時何分に学校を出たかというのがわかるわけね。

●教育総務課長

はい、わかります。

◎教育長

はい、どうぞ中原委員。

○中原委員

非常にすばらしいシステムだと思いますが、拡張機能の件が、先ほども御説明がありましたけど、私が懸念していたのはこういうことなんです、実は、バラバラになるのではないかとということです。

恐らく、今後もこうした学校で管理を握るような I C T の活用というのも進めていくと思います。ところがこうした業者が、例えばこれはツイタもんですけど、それで学校安心メール、もう一つが校務支援システムというふうなシステムが幾つも別れていくと、今後これをまたするのに恐らく学校側は、これはこれ、あれはあれというようなことになってくるので、統一性が生まれなくなっている。余計に煩雑になったり仕事がふえたりするというようなことがありますよというようなことも懸念材料として前回申し上げたんですね。

ですから、例えば一つのシステムの中で拡張性があるというのを大前提に考えていたほうがいいですよというのが 1 点あったんですね。それを入れさせてもらう。

それで、私がちょっと質問させていただきたいのは、前も御提案があったときに覚えているんですが、先ほども課長のほうから 2, 0 0 0 万円の提示があったというのは、この業者ではなくて別

の業者ですか。

●教育総務課長

この業者です。管理をしている業者です。

○中原委員

この業者ね。それが、なぜゼロ円になったのか。そこをですね。

●教育総務課長

私たちも、実際 2,000 万円がもともとかかる年間維持費を、どこで利益を上げるのかというようにことも多少推測はしたところでございます。

小学校へ一斉導入している他市の事例ですけど、ICタグを保持している児童の約 4 割が有料オプションのほうに加入しているという数字が上がってきておまして、それを都城に当てはめますと、全小学校の児童が約 1 万名いらっしゃいますので、単純に計算しますと約 4,000 人が IC タグを持てば、ツイタもん事務局のほうでも年間約 2,000 万円の収益を上げることができますので、そこが一番の利益となってくるかなと考えているところです。

○中原委員

わかりました。こういうような業者としては利益がないとまずこういうことを言い出さないとですね。学校側は、ある程度、紹介者としての場所ということになります。この申し込みが実際にうちにも来ました。早々きました。わかってはいたんですけども、でも僕は教育委員として何も知らないと思いながら非常に恥ずかしかったんですが、結局そういうふうにして、後は受益者負担ということで月 400 円、これに紐づけされてきて、多分の次のシステムもこの中にはあるとは思いますが。

それで、そこのところをどういうふうにしていくのかというのがですね、今後課題になるかなと、それだけこういうものを導入するときには、慎重にいろんな方々からの意見を踏まえてやっていったほうが、僕は、その後、有効的な結果になるのではないかなというようなことを前に言ったんですね。

ですが、もう導入されたので、その異論は何も申し上げませんが、今後またそういうことがあった場合には検討材料として、ぜひいち早くこちらのほうにもお知らせしていただきたいなと思います。

意見でございました。ありがとうございます。

●教育部長

最初に提案があったときは、センサーを感知するのに、ちょっとしたところに置く工事がいるということで提案があったんですけども、その後、会社のほうでいろいろとそういった感知の方法というんでしょうかね、その辺を改良されて、今回、工事をされた方法は、校門にポール状の物を立てて、そのポールの先端に受信できるようなものがついていて、その近くを通ればセンサーが働いて感知をする。そういった技術的な改良もされたということもあって、初期の投資が大分抑えられたということもあったという背景は聞いております。

◎教育長

ただ、今、中原委員がおっしゃった中で、私が非常にそうだなと思ったのは、安心メールとツイタモンと、それとまたもう一つ子供たちのそれぞれの名前が入る校務支援システムと、学校が三つもしないといけないんじゃないかって、これってちょっと厄介だなと、何とかこれを委員会としても、一つつくったらもうあと全部それで流せるとかというようなシステムにしていかないと、三つメールをするって大変ですよ、全校区で。そこはちょっと考えていただきたなというふうに思いますね。同一化するとかしない。

○中原委員

もう無理だと思います。例えば、これが校務支援システムの中の児童からいわゆる児童票というものを流れとすると、その中の一つのツールとしてこの登下校システムもあれば、多分、児童票も認識として全部入るんですね。ところが会社が違うのでそれは手作業になる。だから、データとしてというよりも紐づけされるようにはもう無理だと思います。会社が違うとそういう作業が、確かにこれの取り入れは教員の業務軽減という枠ではなくて、子供の安心のため、安全のためという枠なのでいいんですが、恐らく、そういうふうにして、ではこの児童カルテの中でこの日は何時に来ました、何時に下校しましたというものが一括されるのであればいいんですけど、これは別なんで、それ一つの児童カルテ、児童票として残すのであれば、これは手打ちになると思いますので、そういう不具合が実際、保育園でもあったものですから、そうならないようにということを申し上げて提案したところだったんです。

あと、もう 1 点、これは卒業するときに返すんですか。

●教育総務課長

はい、返却になります。

◎教育長

紛失してもまた無料で提供されるわけですよ。

●教育総務課長

はい、そうです。

◎教育長

卒業したら返すと。

●教育総務課長

はい。卒業する際に学校にツイタモン事務局から返却用の袋が届きますので、それを担任の先生を通じて、タグを集めていただいて袋に入れて返すという形になります。

◎教育長

そのほかにございませんでしょうか。よろしかったですね。

それでは、報告第 5 2 号、第 5 3 号及び第 6 8 号を承認いたします。

それから、議案第 1 3 号、1 4 号につきまして承認、そして議案のとおり執行していただきたいというふうに思いますが、先ほど中原委員からもありましたように、多少こういうことについても随意報告等をやはりよろしく願いいたします。

6 その他

◎教育長

その他の連絡事項をよろしくお願いたします。

●教育総務課長

それでは、その他として小中学校の空調整備について、現況と進捗状況を皆様にお知らせしておきたいと思っております。

A 4 の表裏のものがお手元に届いていますでしょうか。

4 月以降の経過としてここに表が上げてありますが、5 月 24 日に入札をしまして、小学校 8 ブロック、中学校を 5 ブロックに分けまして、さらに管工事と電気工事ということで分けております。ですので、市内を 13 ブロックに分けまして、管工事と電気工事がそれぞれあるということで全ての業者が決まっております。

すみません、6 月 19 日と書いてありますが、6 月 18 日に 6 月議会の中で中村千佐江議員から空調機の稼働時期については、いつぐらいになるんでしょうかという御質問がございました。これについては後からまた御説明します。

そして、7 月 2 日に校長会において工事への協力について、これは校舎入り口の鍵の借用等についてお願いをしております。

現在は、受注業者が各学校に入りまして現地調査を行っています。大王小のブロック以外は全て終了しまして、調査の終わった学校につきましては、市の担当者受注業者と一緒に今後のスケジュール等について説明を行って、工事の準備を進めているところでございます。

入札後から現在までの段階でいろいろな課題、問題等も見つかってきております。もともと全国的な展開ということで心配しておりました機器の納入につきましては、最長で 4 カ月程度、要するだろうという情報が当初ございました。現在もそういう状況ですが、13 ブロックある中で、業者によっては、もう既に機器を手配しているところもあるという、大手だったりとかはそういうところもありますが、最長で 4 カ月程度だろうということで、年度内の完成に向けては十分大丈夫であるということでございます。

あと②番に、括弧で G 管と書いてあります。これは電線等を入れる管とか、あと外の室外機等の転倒防止の金具であったりとか、そういう細かい部品が不足しているという情報が入ってきています。これは業者からの話になっております。

また、時期的に夏休み期間中に本来は工事が完成すると一番いいんですけども、そういう納入の関係等もありまして、夏休み期間中の工事完成は非常に難しいということで、その後も土日祝日等も利用して工事を行っていくということになります。

全小中学校、年度内の完成を目指しております。国の補助金等も使っていますので、年度内完成が必須ということですが、一斉に稼働ができるのは、先ほど教育長からお話がありましたが、令和 2 年の夏からが一斉稼働になる見込みでございます。

ただ、13 ブロックございますが、それぞれで工事完了していくところが恐らく出てくると思っております。工事完了した学校から順次稼働させることができないのかということもございまして、もしそういう学校ごとで完成した場合には、その部分の学校だけを検査をしまして稼働できるのではないかとございまして。

ただし、そういう部分的に供用開始をしていくとなると、今年度は電気料金等を予算化しておりません。ですので、もしそういう学校が確定しましたら 12 月補正等で追加予算を計上して確保しながら、夏は無理でしょうから冬からの稼働となる、いわゆる暖房料金のところを追加予算計上し

ないといけないのかなというふうには考えているところでございます。

当初は、全校今年度内完成ということでお話をさせてもらっていましたが、五十市小については、校舎自体を大規模改造工事とか新增改築工事を取り壊しを行いますので、ここの学校につきましては、令和 2 年が完成年度という形になります。

スケジュール等につきましては、夏休みには工事に着手します。電気工事は屋外の配管、管工事につきましては、逆に屋内の天井のところからだったりとか、そこから入っていきたいということでした。

あと、土日祝日等の工事は鍵を借りて校舎内に入らないといけないということで、先日の校長会でも校舎入り口の鍵の貸し借りについてお願いをしたところでございます。

全て校長、教頭が出てくると、また休みに出てこないといけないのかという話等もありますので、鍵の貸し借りでここは対応させていただきたいということで、施工業者にはうちの担当からもしっかりと鍵の管理、校内の戸締り等も含めてお願いをしているところでございます。

先ほどありました資材不足等、G 管というものについては、担当がいろいろと検討しまして代用品で対応可ということでしたので、そちらにすることで早めに手配ができると思っております。

下のほうにあります、下から四つ目、高城幼稚園については空調機設置の教室が 2 教室だけです。早期稼働ができる可能性も非常に高いということで見込んでいます。先ほども申しましたが、一応、そのほか小中学校につきましても稼働可能な学校がある場合は、電気代を補正で確保しないといけないのかなというふうに考えております。

また、一番下にもありますけど、使用するとなりますと何度で稼働させるとか、その辺の運用マニュアルも策定していかないとけないということで、担当ともお話をしているところでございます。

裏面のほうを見ていただきますと、参考までに載せてありますが、不足している G 管というのは、その物がメッキでできている管なんですけど、変更しているのは H I V E 管という、いわゆるよく見る配管の塩ビ管といわれる物です。それをこの校舎 2 階で赤い線が書いてあるところの、それぞれの軒の下のほうに通して、それぞれの教室に空調の配管をしていくという予定の工事になっています。

それで、上のほうに書いてある表につきましては、昨年度からの補正予算等で確保したもので、小中学校合わせて 1, 0 2 5 教室に設置します。本年度の当初予算でまた別途確保した予算もございしますが、その 1 1 4 教室については、これは普通教室と特別教室、もう既に設置してある空調機を更新したりとか、その他の教室等への空調設置をするということで、合計 1, 1 3 9 教室が今回、空調設置を本年度行う予定でございます。今のところそういう進捗状況になっております。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございます。

本当にここまでこぎつけていただいたなというふうに思っております。実はきのう教育長会がありまして、全ての教育長が集まったんですが、宮崎市は全校は無理だったそうです。約 8 0 何校ありますね、今、宮崎市は。半数ぐらしか入らないそうです。あとは自腹で行くそうです。もう国の補助金は出ませんので。そういう状況です。結局、業者を取り込めなかったんですね。本当によく頑張ってくれているなというふうに、その話を聞いていたので思った次第なんです。質問ありますか。どうぞ。

○赤松委員

細かいことですが、校舎があるじゃないですか。例えば、空き教室とかいう教室もありますよね。全部の教室に空調設備が設置されるという理解でいいんですか。

●教育総務課長

基本的には全部つきますね。

○赤松委員

ということは、ついても使わない教室のエアコンは使わないということ、普通教室のほか特別教室というのがありますけれども、全ての教室に設置するという、そういう理解でいいんですか。

●教育部長

古い物の更新も今年度含むとなっておりますので、ほぼ全ての教室に設置します。

○赤松委員

年度によっては、児童数の増減により学校で使用する教室の増減があったりするときに、児童生徒は心配せずに空調設備が整っている教室に行けるという理解でよろしいのですね。

●教育部長

ただ、予算取りが違って、普通教室と特別教室は、昨年度の予算を今年度に繰り越して、今、工事をやっていますので、どうしても今年度中に終わらせれないと事故繰越ということで繰り越しのほうができないものになっていますので。もう一方、先ほど申し上げた更新であるとか、あるいは多目的な教室であるとか、そういった部分については本年度、令和元年度の予算をもらってきていますので、もし仮に今年度できなかった場合には、来年度までの繰り越しでできるという流れになります。

○赤松委員

よくわかりました。

◎教育長

基本的に教室という名前がつくところは全てつけないといけないということだと思いますが、更衣室とか、教室ではないところ、そこはやっぱりつかない状況ですね。

●教育総務課長

はい。

○岡村委員

1教室に1台ですか。

●教育総務課長

基本1台ですね。ただ2台つけるところもあるんですけど、前と後ろにですね。1台だけだと風力が大きかったりとか、音が大きくなってしまうので、2台に分けてつけるということもあります。

す。特別教室などちょっと広いところとか。

◎教育長

音楽室とかですね。

●教育総務課長

はい。そこは技術のほうでそういう判断をしているみたいです。

○岡村委員

例えば、特別支援学級を一つの教室を二つに分けて使っているところとか。あと壁をつくっていたりとかありましたが、ああいったところは別々につくのかなと思ったんですが。

●教育部長

天井から吊り下げるタイプと、壁にかけて、普通は天井に吊り下げる物、業務用の物をつけるんですけども、もう一つが壁かけの業務用の物をつけるということです。とにかく、その部屋の大きさにも応じてつけるものですから。

●教育総務課長

もともとの設計の中で一つだったら一つになっています。教室が今年はこちらで使う予定だったけど2階に特別支援の部屋が変わったんですよねというところがあって、そういうところは設置場所を変えたりとか、うちのほうで随時やっているので、今の岡村委員が言われているようなことがあれば、多分相談が上がってきていると思いますので、それに対応することになっております。

○岡村委員

あとは、暖房も可能なんですね。

●教育総務課長

可能です。かなり電気代も上がります。マニュアルとかをつくる段階でやっぱり考えないといけないと思います。

◎教育長

そうですね。本当にそれが必要だと思います。費用対効果も考えていきながら。もう一つは冬場に閉じ切ると、今度はインフルエンザが流行ってきますので、そういうところも踏まえた上で、やっぱり考えていけないかなというふうには思います。

あと、高城幼稚園の予算はうちじゃないですね。

●教育総務課長

その設置に関してはうちですが。

◎教育長

稼働。

●教育総務課長
電気代ですか。

●事務局
高城地域振興課が幼稚園費を持っていますので、そこになります。

◎教育長
そこはちゃんと意思疎通を図っていないと、うちだけやってしまうと大変なのでよろしくお願
いします。
ほかにございませんでしょうか。
本当に大変ですが、よろしくお願いいたします。
それでは、もう1点、学校教育課からお願いいたします。
それでは、小学生の自転車走行中のヘルメット着用許可について。

●学校教育課長
その前に、先ほどの質問に答えていいですか。

◎教育長
はい。

●学校教育課長
先ほど質問がありました、共同学校事務室の中心校の選び方についてということなんですが、こ
ちらにつきましては、各中学校区ごとに1校、中心校を選んでいるということなんですが、その中
学校区の中で経験年数とか質等を勘案して、適任者が配置されている学校を中心校としているとい
うことをございます。

◎教育長
そこが事務の職員さんの数として一番多いとかそういうことではないと。

●学校教育課長
はい。もうやっぱり結構な人が、例えば、そこに若い人がいない場合は配慮されます。

◎教育長
そうですか。ありがとうございました。
それでは、お願いいたします。

●学校教育課長
小学生の自転車走行中のヘルメット着用強化についてでございますが、いわゆる本市の中学生に
おきましては、自転車通学による登校時、または部活動による移動、その際はヘルメット着用が義
務つけられております。もちろん学校も適宜指導しているところなんですが、小学生におい
ては、学校生活外の時間で自転車に乗る機会があるわけですが、着用義務化されているわけではご
ざいませぬ。

しかし、児童の命を守るという観点から、小学生の自転車走行時のヘルメット着用について、改めて各校長に着用強化の指導を出したというところでございます。

まず、校長会の中で教育長それから私のほうで説明をしたんですが、その中では、まず道路交通法で 13 歳未満の児童または幼児の保護責任者は、児童等を自転車に乗車させるときは乗車用のヘルメットをかぶらせるように努めなければならないとあること。また、保護する責任のある者というのは、児童、幼児の父母や、幼児を同乗させている運転者か、児童に自転車通学を許可している小学校の教師など、社会通念上、当然、児童、幼児を保護するべき責任のある者が含まれると解されますというふうな話をしてありました。

また、交通事故分析センターの統計資料から、自転車に関する死亡事故のうち 6 割以上は頭部損傷が主な原因であり、ヘルメットを正しく着用することで頭部損傷による死亡率は 4 分の 1 減らすことができるとのデータ。また都城市内で発生した小中学生の交通事故のうち自転車が絡む事故の件数が、平成 29 年度は 34 件の交通事故のうち 22 件、平成 30 年度は 28 件中 21 件が自転車が絡む事故の件数であるということ。

先日、学校教育課のほうで都城市警察署に出向きました。そして現状を聞いてきたわけですが、幸いにしてまだ小学生等が自転車乗車中に大きな事故等に巻き込まれたという案件は報告されていませんが、やっぱり警察からもぜひヘルメット着用の呼びかけを継続してほしい。そこを強く指導してほしいという依頼がありました。

学校がなかなか児童の自転車走行時のヘルメット着用を強制するということはできないんですが、命を守る視点から各学校において改めて指導の強化を依頼したということでございます。

以上でございます。

◎教育長

実際にヘルメット着用強化を呼びかけて、ヘルメットをかぶっている学校は何校かありますか。

●学校教育課長

現在のところ、まだそういう調査は行っておりませんが、各校長とも、やはりきちんとぜひ指導させていただきますとのことでした。

◎教育長

校長会で、一応、手を挙げてもらったときには 10 校ぐらいは、もう呼びかけてヘルメットを着用させ始めています。ですから全員がかぶっているわけではないんですけど、そういうようなお答えをいただいたことはありましたけども、まだまだ今からですよ。

●学校教育課長

そうですね。

◎教育長

何か。はい、どうぞ。

○岡村委員

小学生に本当にヘルメット着用は必要だと思います。ただ強制ではないということで、例えばスポーツ少年団の指導者の方に、必ず、部活動と同じような感じで行き帰りにヘルメットをかぶると

いうふうに、それとか市PTAの協力も得て遊びに出かける時もちゃんとヘルメットをかぶると、一家に一つはヘルメットを置くような形でさせていただいていると思うんですが、学校だけではどうしてもできない部分がありますので、両方活用していただけるとありがたいなと思います。

◎教育長

保護者も1回買ってしまって、子供たち成長するのでそのヘルメットというのは小さくなってしまって、今度は弟、妹がいないときとか、これもつたいないよなという人たちは近所の人に渡したりしながら、なんとか活用していただけないかなというふうには思っているんですけども。

○赤松委員

新燃岳の爆発を契機に、ヘルメットを設置している学校があるじゃないですか、そういったところはそれを常時使わせるとか、そういうことでもヘルメットを使っていくことはできないですか。

●学校教育課長

もちろん、それを使うことはオーケーだと思うんですが、実際、それを登下校中にかぶるとか、そのためにやっぱり置いてある物ですので、ちょっと構造が違うと思うんです。もちろん代用はできると思うんですが。今はなかなか軽くてすごくおしゃれな物がありますので。

○岡村委員

自転車用のですね。

◎教育長

ただ、小学校高学年になったら、もう次は中学校になることはわかっているので、中学校用のヘルメットを買われている保護者は県内では多いです。あとは中学校はシールが必要です。だからこのシールだけ買う。そういうふうに工夫をされているところはあるので、そういうところを手本にしながらやっていただくといいかなと思うんですけども。

ぜひとも、やっぱり小学生がヘルメットをかぶっている姿がゴロンゴロンいるような、そういう市にしてみたいですね。

ほかにはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

学校教育課長、ありがとうございました。

●学校教育課長

ありがとうございました。

◎教育長

それでは、事務局からの事務連絡をお願いいたします。

●事務局

本日以降、7月から9月までの行事予定について説明

◎教育長

ほかにはありますか。何かスケジュールについても御質問とかあれば、よろしかったでしょうか。

これもちまして、令和元年7月定例教育委員会の全てを終了いたします。ありがとうございました。